

発 議	平成15年 8月13日	施行取扱	
決 裁	平成15年 月 日	保存年限	永年・10年・5年・3年・1年・()
施 行	平成15年 月 日	情報管理	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 (<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 時限) <input type="checkbox"/> 非開示 (非開示解除)
文書記号	蘭 号	起 案 者	所 属 総務係 職氏名 主事 山 内 勲
<p>町長 助 役 課 長 補 佐 係 長 係</p> <p>     </p>			
合 議			
施行上の 留意事項 (記載者押印)			
件 名	町有地賃貸契約 (湯里木彫品製作組合建物) に係る新規契約について		
<p>しりべし弁護士相談センターの  弁護士の見解により、下記のとおり取り進めてよろしいか伺います。</p>			
記			
<p>札幌市から蘭越町に永住を望んだ  さんは、平成15年7月25日に湯里木彫品製作組合元代表の  さんと建物譲渡契約を結び、この建物を拠点に1級建築士の資格を生かして「建築士養成学校の開設」などの事業を計画しておりますが、町 (土地所有者) として次の条件を附して、建物譲渡を承認し、新たに賃貸契約を締結してよろしいか伺います。</p>			

【許可条件】

- ① 建物の増改築等で変更する場合は必ず協議するものとし、無断で実施した場合、契約解除とすること
- ② 元組合代表の■■■■さんとの金銭トラブル等について解決したことの書面を提出
- ③ 連帯保証人（町内）を2名立てること（印鑑証明）
- ④ 今後の建物運営の計画書を提出（地域振興上から）
- ⑤ 一切の譲渡は禁止、又、契約を解除した場合は必ず建物を解体する確約書を提出
- ⑥ 国定公園内の許可について支庁と協議し、許可を受けること

1. 町内への影響・環境美化のため